

第136回

# 長野県市長会総会

期 日 平成27年4月16日(木)

会 場 長野県自治会館 大会議室



# 目 次

総会次第	.....	2
議題目次	.....	3
議 題	.....	7
出席者名簿	.....	58

# 総 会 次 第

## 1 開 会

## 2 会 長 あ い さ つ

## 3 来 賓 祝 辞

- ・長野県知事
- ・長野県議会議長
- ・長野県町村会会長
- ・長野県市議会議長会会長

## 4 議 長 選 出

## 5 会 議

- (1) 会 務 報 告
- (2) 議 題 審 議

## 6 閉 会

# 議 題 目 次

## I 各市提出議題（5 議題）

- 現行制度の改善又は拡充を求めるもの …… 3 議題
  - 【改善を求めるもの】 …… (1 議題)
  - 1 スクールバスに係る「一般貸切旅客自動車運送事業新運賃制度」の見直しについて (大町市)
  - 【拡充を求めるもの】 …… (2 議題)
  - 2 がん検診推進事業等の国庫補助の充実、拡充について (松本市・大町市・塩尻市・安曇野市)
  - 3 災害時等の緊急医療体制の強化のため、モバイル I C U（移動型集中治療室）導入助成制度の拡充について (松本市)
- 新たな施策の要望又は提案を求めるもの …… 1 議題
  - 【新たな施策の要望を求めるもの】 …… (1 議題)
  - 4 商店街アーケード、放送設備等の維持管理に対する補助制度の新設について (大町市)
- 特に市町村への財政支援策等を求めるもの …… 1 議題
  - 5 ため池耐震対策事業の地方負担額に対する交付税措置率の拡充について (上田市)

## II 副市長・総務担当部長会議送付議題（18 議題）

- 現行制度の改善又は拡充を求めるもの …… 15 議題
  - 【改善を求めるもの】 …… (1 議題)
  - 1 個人番号カードの交付方法の再検討について (松本市)
  - 【拡充を求めるもの】 …… (14 議題)
  - 2 地域公共交通を維持するための安定的な財源確保について (長野市)
  - 3 地域公共交通の維持事業に係る国の補助要件の拡充について (安曇野市)
  - 4 マイナンバー制度の「個人番号カード」の多目的利用に要する経費に対する財政支援について (上田市)

- 5 社会保障・税番号制度のシステム整備に関する財政支援について  
(岡谷市・諏訪市・茅野市)
- 6 国民健康保険制度改革の早期実現及び財政支援の継続的な拡充について  
(上田市・須坂市・塩尻市)
- 7 安定的な看護師等の確保に必要な環境の充実について (岡谷市)
- 8 子宮頸がん検診の相互乗り入れ制度の導入について (千曲市)
- 9 太陽光発電設備設置に係るルールの制定について (伊那市)
- 10 経営所得安定対策「ナラシ移行のための円滑化対策(26年産限り)」の  
継続について (安曇野市)
- 11 地域水利ストックマネジメント事業の受益者負担の軽減について (中野市)
- 12 県産材の利用促進及び木質バイオマスの需要拡大による地域循環型社会  
の更なる推進について (塩尻市)
- 13 高速道路通行料金の割引制度の復活(拡大)について (大町市)
- 14 国土交通省の高性能レーダシステム「XRAIN(エクスレイン)」の観測  
エリアの拡大、または、それに代わる高性能観測体制の構築について (須坂市)
- 15 克雪住宅普及促進事業補助金の補助対象の拡大について (飯山市)
- **新たな施策の要望又は提案を求めるもの** ……1 議題  
**【新たな施策の要望を求めるもの】** ……(1 議題)
- 16 公的病院への助成に関する特別交付税措置に代わる新たな助成措置  
について (飯山市)
- **特に市町村への財政支援策等を求めるもの** ……2 議題
- 17 国の循環型社会形成推進交付金による市町村の財政支援について  
(長野市他 18 市)
- 18 高速道路に架かる跨道橋・水路橋の点検、修繕に対する支援について  
(伊那市)

### Ⅲ 事務局提出議題

#### 1 協議事項

- (1) 役員の改選等について
- (2) 北信越市長会総会について

#### 2 報告事項

- (1) 全国市長会会長の選挙について
- (2) 次期定例会について
- (3) 次期総会開催市について

#### 3 その他

- ・ 平成 27 年度（公財）長野県市町村振興協会事業計画・予算について

### Ⅳ 県等施策説明

10/10/2023

10/10/2023

10/10/2023

10/10/2023

10/10/2023

10/10/2023

10/10/2023

10/10/2023

10/10/2023

10/10/2023

10/10/2023



# I 各市提出議題

○現行制度の改善又は拡充を求めるもの（改善を求めるもの）

区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 再提案（ . . . 第 回総会； 市）			
種類	<input checked="" type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <sup>*注</sup> <input type="checkbox"/> その他（ ）		分野	<input checked="" type="checkbox"/> 総務文教 <input type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 建設
要望先	<input checked="" type="checkbox"/> 国	担当省庁	国土交通省	
	<input type="checkbox"/> 県	担当部局		
	<input type="checkbox"/> その他	名称		
件名	<b>1 スクールバスに係る「一般貸切旅客自動車運送事業新運賃制度」の見直しについて</b>			
提案市	大町市			
提案要旨	貸切バス運賃制度の改定により、スクールバスの運行経費が大幅に上昇すると見込まれ、大変苦慮している。スクールバス運行は、道路運送法上、「特定の者が乗降する貸切バス」に位置付けられているが、実際の運行は、運行コースが確定し、停留所や時刻表が定められ、通常の路線バスと全く同様の運行であり、無理な運行状況となる懸念が全くないと思われ、貸切バスの種別とはせず、路線バスと同一の種別とするか、或いは運行下限額の設定を見直すよう、国交省等関係機関に要望する。			
提案理由	国では、平成24年4月に発生した関越道高速ツアーバス事故を受け、無理な運行計画とならないよう、道路運送法第9条の2第2項に基づく「一般貸切旅客自動車運賃事業の運賃・料金」を変更し、平成26年4月1日からの適用運賃（施行日以前の契約の場合は、27年4月1日から適用）は、時間・キロ併用制運賃とし、上限額、下限額を定め、距離による運賃に、出庫前、帰庫の点検時間（2時間）と走行時間を合算した時間を加味した額を加算することが示された。スクールバスについてもこの制度の適用を受けることとされ、大幅な運行経費の上昇を余儀なくされた。このため、スクールバスについては、路線バスと同一の種別とするか、或いは下限額等の設定を見直し、入札に際し、より競争原理が働くよう制度の改善を要望する。			
現況及び課題等	当市では、広範な面積を有し、児童・生徒数2,200人に対して、小学校6校の内4校と中学校4校では全てにおいて、約260人が遠距離通学のため、スクールバス（7路線）を運行している。今回の貸切バス運賃制度の改定により、国が示す下限額での積算でも、26年度と27年度の運行委託料を比較して、40%以上も急増し、大変苦慮している。（委託料総額26年度:5,924万円→27年度:8,506万7千円）このため制度の適用等について、国に再検討をお願いしたい。			
法令関係	道路運送法・一般貸切旅客自動車運送事業輸送規則			

「這」與「那」是指示代名詞，「這」指距離說話人較近的對象，「那」指距離說話人較遠的對象。例如：「這是書，那是筆。」

「誰」與「什麼」是疑問代名詞，「誰」指人，「什麼」指事物。例如：「誰是你的朋友？」「什麼是你的工作？」

「誰」、「什麼」、「哪」、「哪」、「哪」是疑問代名詞，「誰」指人，「什麼」指事物，「哪」、「哪」、「哪」指處所。例如：「誰是你的朋友？」「什麼是你的工作？」「哪是你的家？」

代名詞	說明
「 <u>我</u> 」、「 <u>你</u> 」、「 <u>他</u> 」、「 <u>她</u> 」、「 <u>它</u> 」	第一、二、三人稱代名詞
「 <u>這</u> 」、「 <u>那</u> 」	指示代名詞
「 <u>誰</u> 」、「 <u>什麼</u> 」	疑問代名詞
「 <u>誰</u> 」、「 <u>什麼</u> 」、「 <u>哪</u> 」、「 <u>哪</u> 」、「 <u>哪</u> 」	疑問代名詞
「 <u>誰</u> 」、「 <u>什麼</u> 」、「 <u>哪</u> 」、「 <u>哪</u> 」、「 <u>哪</u> 」	疑問代名詞
「 <u>誰</u> 」、「 <u>什麼</u> 」、「 <u>哪</u> 」、「 <u>哪</u> 」、「 <u>哪</u> 」	疑問代名詞
「 <u>誰</u> 」、「 <u>什麼</u> 」、「 <u>哪</u> 」、「 <u>哪</u> 」、「 <u>哪</u> 」	疑問代名詞
「 <u>誰</u> 」、「 <u>什麼</u> 」、「 <u>哪</u> 」、「 <u>哪</u> 」、「 <u>哪</u> 」	疑問代名詞
「 <u>誰</u> 」、「 <u>什麼</u> 」、「 <u>哪</u> 」、「 <u>哪</u> 」、「 <u>哪</u> 」	疑問代名詞
「 <u>誰</u> 」、「 <u>什麼</u> 」、「 <u>哪</u> 」、「 <u>哪</u> 」、「 <u>哪</u> 」	疑問代名詞
「 <u>誰</u> 」、「 <u>什麼</u> 」、「 <u>哪</u> 」、「 <u>哪</u> 」、「 <u>哪</u> 」	疑問代名詞
「 <u>誰</u> 」、「 <u>什麼</u> 」、「 <u>哪</u> 」、「 <u>哪</u> 」、「 <u>哪</u> 」	疑問代名詞



現況及び課題等

四市の状況

◎がん検診無料クーポン検診の支出額と国庫補助の推移

年度	市町村	無料検診に係る 支出額(千円)	国庫補助額 (千円)	補助額 の割合
24年度	松本市	29,150	14,575	50%
	大町市	4,153	2,076	
	塩尻市	9,267	4,633	
	安曇野市	9,757	4,878	
25年度	松本市	32,393	11,339	35%
	大町市	3,590	1,615	45%
	塩尻市	8,782	4,390	50%
	安曇野市	9,162	3,795	41%
26年度	松本市	54,842	15,739	29%
	大町市	2,000	920	46%
	塩尻市	17,694	6,825	39%
	安曇野市	3,350	849	25%
27年度 (見込み)	松本市	21,519	3,387	16%
	大町市	2,882	419	15%
	塩尻市	13,042	1,378	11%
	安曇野市	4,758	500	11%

◎がん検診受診率の状況(クーポン導入前後の比較)

区分	市町村	平成20年度	平成25年度	増加率
子宮頸がん	松本市	7.56%	15.67%	8.11%
	大町市	17.40%	24.00%	6.60%
	塩尻市	9.10%	9.50%	0.40%
	安曇野市	18.50%	20.90%	2.40%
乳がん	松本市	7.17%	11.75%	4.58%
	大町市	14.70%	32.60%	17.90%
	塩尻市	9.70%	12.20%	2.50%
	安曇野市	2.90%	17.10%	14.20%
大腸がん	松本市	17.50%	18.89%	1.39%
	大町市	25.10%	26.20%	1.10%
	塩尻市	7.40%	11.60%	4.20%
	安曇野市	クーポン事業未実施		

関係法令

○現行制度の改善又は拡充を求めるもの（拡充を求めるもの）

区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 再提案（・・・第 回総会； 市）		
種類	<input checked="" type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <sup>※注</sup> <input type="checkbox"/> その他（ ）	分野	<input type="checkbox"/> 総務文教 <input checked="" type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 建設
要望先	<input type="checkbox"/> 国	担当省庁	
	<input checked="" type="checkbox"/> 県	担当部局	健康福祉部
	<input type="checkbox"/> その他	名称	
件名	<b>3 災害時等の緊急医療体制の強化のため、モバイルICU（移動型集中治療室）導入助成制度の拡充について</b>		
提案市	松本市		
提案要旨	<p>災害初動時に被災現場において迅速かつ安全に医療スタッフによる必要な処置が行える、モバイルICU（移動型集中治療室）の導入のため、助成制度の拡充を県に要望する。</p>		
提案理由	<p>昨年度は、南木曾町の土砂災害、御嶽山の噴火、神城断層地震などの災害が発生し、県内に甚大な被害をもたらした。</p> <p>本県には、糸魚川—静岡構造線断層帯をはじめ、数多くの活断層が密集する地域があるほか、85%が山地で千曲川等の長流河川が流れており、近年の短時間豪雨の増加などにより従来の想定を超える災害の発生が懸念されている。</p> <p>災害時等の緊急医療活動体制としては、災害拠点病院整備や災害派遣医療チーム（DMAT）の編成、ドクターヘリの運航など様々な対応がなされている。しかし、広範で複雑急峻な地形を持つ本県の状況を考慮すると、夜間や荒天時等においても出動が可能であり、救命のための蘇生措置、簡単な外科手術が行え、簡易な処置ベッドなどを有し、災害初動時に被災現場において迅速かつ安全に医療スタッフによる必要な処置が行える、モバイルICU（移動型集中治療室）の配備は必要なことと考える。</p> <p>モバイルICUについては、25年度までは整備事業の助成制度があり、諏訪赤十字病院で導入されている。しかし、面積の広い県内に複数台数あることが望ましいと思われるが、現行の制度では助成内容に制限があり、導入を促進するため県の助成制度拡充について要望する。</p>		

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">現況及び課題等</p>	<p>現行の助成制度</p> <p>地域医療介護総合確保金</p> <p>(1) 事業名 医療従事者等の確保・養成のための事業</p> <p>(2) 事業実施主体 医療機関の開設者</p> <p>(3) 補助対象経費 医療従事者の勤務環境改善に資する施設・設備整備に要する経費</p> <p>(4) 補助率等 1 / 3以内</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">関係法令</p>	



1. 凡在本行開辦之各項業務，均應遵守本行所訂之各項規章，並應隨時注意業務之發展，以期提高服務品質，並應隨時注意業務之發展，以期提高服務品質。

2. 凡在本行開辦之各項業務，均應遵守本行所訂之各項規章，並應隨時注意業務之發展，以期提高服務品質，並應隨時注意業務之發展，以期提高服務品質。

3. 凡在本行開辦之各項業務，均應遵守本行所訂之各項規章，並應隨時注意業務之發展，以期提高服務品質，並應隨時注意業務之發展，以期提高服務品質。

4. 凡在本行開辦之各項業務，均應遵守本行所訂之各項規章，並應隨時注意業務之發展，以期提高服務品質，並應隨時注意業務之發展，以期提高服務品質。

5. 凡在本行開辦之各項業務，均應遵守本行所訂之各項規章，並應隨時注意業務之發展，以期提高服務品質，並應隨時注意業務之發展，以期提高服務品質。

業務名稱	業務類別
存款業務	儲蓄存款
放款業務	信用放款
匯兌業務	國內匯兌
代理業務	代收代付
信託業務	信託存款
保險業務	人壽保險
其他業務	代理收帳
業務說明	業務範圍
業務說明	業務範圍
業務說明	業務範圍
業務說明	業務範圍
業務說明	業務範圍
業務說明	業務範圍
業務說明	業務範圍
業務說明	業務範圍







## Ⅱ 副市長・総務担当部長会議送付議題

○現行制度の改善又は拡充を求めるもの（改善を求めるもの）

区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 再提案（　・　・　第　　回総会；　　市）		
種類	<input checked="" type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <sup>※注</sup> <input type="checkbox"/> その他（　　　　　　　　　　　）	分野	<input checked="" type="checkbox"/> 総務文教 <input type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 建設
要望先	<input checked="" type="checkbox"/> 国	担当省庁	総務省
	<input type="checkbox"/> 県	担当部局	
	<input type="checkbox"/> その他	名　　称	
件名	1 個人番号カードの交付方法の再検討について		
提案市	松本市		
提案要旨	<p>総務省が示す個人番号カードの交付方法は、住民が必ず一度は市区町村の窓口に来なければならず、交付手続きも煩雑で、交付率の低下が考えられる。住民の負担を軽減し、窓口の手続きも簡便な方法になるよう、再検討を要望する。</p>		
提案理由	<p>総務省が個人番号カードの交付方法として示す「市区町村における個人番号カードの交付業務フロー」は、住民が個人番号カードの交付を受ける場合、必ず一度は市区町村の窓口に来なければならず、その際の交付手続きも本人確認書類、通知カード等を持参し、暗証番号を設定する等煩雑で、高齢者、身体障害者等の負担が大きい。また、この手続きを行う市区町村窓口の負担も大きく、個人番号カードの交付率の低下が懸念される。</p> <p>住民の負担を軽減し窓口に来なくても済むようにするため、住民に配慮した簡便な手続きと交付方法について、市区町村と協議のうえ再検討を要望する。</p>		
現況及び課題等	<p>総務省が示す交付方法は、必ず一度は市区町村の窓口で煩雑な手続きが必要になり、高齢者や身体障害者等の負担が大きく、交付率の低下が懸念されることが課題となる。</p>		
関係法令	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）		





1. 關於本會之組織及職權，應由本會訂定章程，報請行政院備查。

2. 本會之組織，應由行政院核定。

3. 本會之職權，應由行政院核定。

4. 本會之經費，應由行政院撥付。

5. 本會之辦事處，應設於行政院。

1. 關於本會之組織及職權，應由本會訂定章程，報請行政院備查。	行政院
<p>               2. 本會之組織，應由行政院核定。             </p> <p>               3. 本會之職權，應由行政院核定。             </p> <p>               4. 本會之經費，應由行政院撥付。             </p> <p>               5. 本會之辦事處，應設於行政院。             </p>	<p>               行政院             </p>
<p>               6. 本會之經費，應由行政院撥付。             </p> <p>               7. 本會之辦事處，應設於行政院。             </p> <p>               8. 本會之職權，應由行政院核定。             </p> <p>               9. 本會之組織，應由行政院核定。             </p> <p>               10. 本會之章程，應由本會訂定，報請行政院備查。             </p>	<p>               行政院             </p>
<p>               11. 本會之辦事處，應設於行政院。             </p> <p>               12. 本會之職權，應由行政院核定。             </p> <p>               13. 本會之組織，應由行政院核定。             </p> <p>               14. 本會之章程，應由本會訂定，報請行政院備查。             </p>	<p>               行政院             </p>

○現行制度の改善又は拡充を求めるもの（拡充を求めるもの）

区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新規	<input type="checkbox"/> 再提案	( . . 第 回総会 ; 市)																	
種類	<input checked="" type="checkbox"/> 現行制度の改善又は <u>拡充</u> を求めるもの			分野	<input checked="" type="checkbox"/> 総務文教															
	<input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの				<input type="checkbox"/> 社会環境															
	<input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <sup>※注</sup>				<input type="checkbox"/> 経済															
	<input type="checkbox"/> その他 ( )				<input type="checkbox"/> 建設															
要望先	<input checked="" type="checkbox"/> 国	担当省庁	国土交通省																	
	<input type="checkbox"/> 県	担当部局																		
	<input type="checkbox"/> その他	名称																		
件名	<b>3 地域公共交通の維持事業に係る国の補助要件の拡充について</b>																			
提案市	安曇野市																			
提案要旨	地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金の対象系統の運行の用に供する車両の購入に伴い、現行の地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱の改正を要望する。																			
提案理由	<p>国の車両減価償却費等国庫補助金の対象車両は、現在の制度では地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金等の対象系統の運行の用に供する定員11名以上の車両となっている。</p> <p>安曇野市では、地域間幹線系統バス路線に接続する市内全域において戸口から目的地まで円滑に移動できる乗合タクシーを運行している。</p> <p>利用者の大半は高齢者などの交通弱者で、古くからの集落や中山間地域など幅員の狭い道路が多い地域に住居をもつ方が多いため、小回りの利く車両の活用が望ましい。</p> <p>さらに、定員11名以上の車両は中型二種運転免許が必要であることから運行事業者による雇用の確保も困難な状況にある。</p> <p>よって、定員7名以上10名以下のプティバス車両も対象とするよう地域の実情等に合わせた補助の拡充を要望する。</p>																			
現況及び課題等	<p>安曇野市における運行車両</p> <table border="1"> <tr> <td>乗車定員数</td> <td>12名</td> <td>8名</td> <td>4名</td> </tr> <tr> <td>台数</td> <td>7台</td> <td>6台</td> <td>3台</td> </tr> <tr> <td>更新時購入金額概算</td> <td>28,434,000円</td> <td>23,988,000円</td> <td>10,992,000円</td> </tr> <tr> <td>更新時補助金額概算</td> <td>14,217,000円</td> <td>なし</td> <td>なし</td> </tr> </table> <p>※別にバリアフリー化として補助対象となるものがある。</p>				乗車定員数	12名	8名	4名	台数	7台	6台	3台	更新時購入金額概算	28,434,000円	23,988,000円	10,992,000円	更新時補助金額概算	14,217,000円	なし	なし
乗車定員数	12名	8名	4名																	
台数	7台	6台	3台																	
更新時購入金額概算	28,434,000円	23,988,000円	10,992,000円																	
更新時補助金額概算	14,217,000円	なし	なし																	
関係法令	地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱																			











<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">現況及び課題等</p>	<p>提案3市については、基幹系システムを諏訪広域で共同利用をしており、他の制度改正時と同様に今回も共同でシステム改修等の整備に取り組んでいる。</p> <p>平成26年度については、必要な補助申請を済ませ、交付決定を受けているところであるが、厚生労働省分の補助制度には当初示された想定事業費に比べてかなり低い額の上限（基準額）が設けられおり、当初予定をしていなかった新たな財政負担を生じる可能性があった。</p> <p>現行のまま改善されないとすると、厚生労働省分については平成27年度も現時点で業者の見積額との乖離が大きく、更なる市町村の財政負担が見込まれている。</p> <p>なお、未だに国から基準額等の詳しい算出根拠が示されていないため、業者等との対応に苦慮している。</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">関係法令</p>	<p>行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律          社会保障・税番号制度システム整備費補助金交付要綱</p>







(説明資料)

### 【提案理由】

◇地域の安全安心を確保していくためには、高齢化の進展や医療の専門化などにより、増加する医療や介護サービスの需要量を満たせるだけの看護師数の確保が必要。しかし、現状では、看護師の地域偏在や大規模病院への集中などにより、必要数の看護師確保が難しい地域や医療介護機関が存在している。

また、これからの少子化・人口減少に伴う生産年齢人口の減少は、職種を問わず、なり手が不足することになり、そうした中でも、看護師を安定的に確保していかななくてはならない。看護師を確保し続けていくためには、看護師の絶対量を増やす＝新規の看護師を創出していくこと、養成した看護師の県外流出を防ぐことが課題となる。

### 【提案要旨】

- ① 看護師等養成所への支援として
  - i : 教員養成講習会の定期開催
  - ii : eラーニング導入の検討
- ② 県修学資金貸与制度の充実として
  - iii : 修学資金の増額
  - iv : 支給決定期間の短縮

### 【現況・課題等】

i : 看護師の養成を行う養成所（看護専門学校）で抱える大きな課題は「専任教員の育成」であり、教員の育成には、専門講習会の受講が必要となる。講習会は受講期間が長く（8～10ヶ月程度）、東京などでは毎年開催されるが、長野県では数年に1回程度であるため、育児や介護などの理由から、県外への長期間にわたる講習の受講者の確保が難しい。長野県内での講習会開催は4～5年に1度が目安とされるが、長期計画がないため、養成所においては教員育成計画を作ることができない（県外の講習会は、申し込めば必ず受講できるものではないため）。

※平成24年度に長野県で養成講習会を開催（長野県看護協会へ委託）

ii : 専任教員となるためには、5年以上の臨床経験が必要であるため、27歳以上の看護師が対象となる。教員養成の対象者は、結婚・育児等により、長期間の受講ができないことが多いため、OA機器を活用したeラーニングの導入により、家庭等との両立を図る工夫が必要となる。  
定期的な講習会の開催とeラーニングを組み合わせることで、教員の育成を確実に安定して行うことが可能となる。



iii：奨学金制度を持つ病院では、月額5～10万円の奨学金を支給している。自前の奨学金制度を持ってない医療・介護機関等への就業を進めていくためには、また人材の県外流出を防ぐためには、奨学金の増額は欠かせない。

○平成25年度に養成所を卒業した新規看護師の就業状況

卒業者数		看護師として就業	うち県内就業者数
3年課程	全国	22,597人	20,817人 (対就業者数)
	長野県	383人	360人(94%) 337人(93.6%)
2年課程	全国	9,472人	8,470人
	長野県	76人	70人(92.1%) 68人(97.1%)
合計	全国	32,069人	29,287人
	長野県	459人	430人(93.7%) 405人(94.2%)

※平成22年度の県内の看護師就業者数…18,060人（H12年度の1.4倍）

※平成12年度の県内の看護師就業者数…12,733人

※参考：保健師はH12が1,096人、H22が1,333人（1.2倍）

○県内看護師の就業場所（H22年度）

病院	診療所	訪問看護	介護施設	社福施設	その他	合計
12,861人	1,963人	629人	1,724人	255人	628人	18,060人
71.2%	10.9%		9.5%			

○長野県看護職員修学資金の貸与の状況

	入学者数	新規貸与者
平成24年度	706人	90人（12.7%）
平成25年度	693人	73人（10.5%）

※入学者数＝新規貸与対象者数は保健師、助産師、看護師、准看護師学校の入学者数

○長野県看護職員修学資金の対象及び貸与額

対象	設置者	月額
保健師・助産師 看護師	公立	32,000円
	民間立	36,000円
准看護師	民間立	21,000円
大学院		83,000円

iv：支給決定期間の大幅短縮（学校の納期限に近づける）

- ・入学金や授業料などの納期限と県奨学金の支給時期の乖離が大きく、必要な時期に必要な金額が支給されないことから、支給決定までの期間短縮が必要

※現在、支給申請から決定まで約5ヶ月かかっている（H26は9/3付けで決定）

1. The first part of the document discusses the importance of maintaining accurate records of all transactions and activities. It emphasizes that this is crucial for ensuring transparency and accountability in the organization's operations.

2. The second part of the document outlines the various methods and tools used to collect and analyze data. It highlights the need for consistent and reliable data collection processes to ensure the validity of the findings.

3. The third part of the document describes the results of the data analysis. It shows that there is a significant correlation between the variables studied, indicating that the factors being investigated have a strong impact on the outcomes.

4. The fourth part of the document discusses the implications of the findings. It suggests that the results can be used to inform decision-making and to develop strategies that address the identified issues and challenges.

5. The fifth part of the document concludes the study and provides a summary of the key findings. It reiterates the importance of ongoing monitoring and evaluation to ensure that the organization remains effective and responsive to changing circumstances.

6. The sixth part of the document provides a list of references and sources used in the study. This includes academic journals, books, and other relevant materials that have informed the research and analysis.

7. The seventh part of the document includes a list of appendices and supplementary materials. These provide additional data, charts, and detailed information that support the main findings and conclusions of the study.

8. The eighth part of the document contains a list of figures and tables. These visual representations of data help to clarify the results and make it easier to understand the relationships between different variables.

9. The ninth part of the document includes a list of abbreviations and acronyms used throughout the document. This helps to ensure that the reader can understand the terminology used in the study.

10. The tenth part of the document provides a list of contact information for the authors and researchers involved in the study. This allows for further communication and collaboration if needed.

11. The eleventh part of the document includes a list of acknowledgments. This section recognizes the contributions of individuals and organizations that have supported the research and provided valuable insights and resources.

12. The twelfth part of the document contains a list of footnotes and endnotes. These provide additional information and references that are relevant to the study but do not fit into the main text.

13. The thirteenth part of the document includes a list of references. These are the primary sources of information used in the study, including academic journals, books, and other relevant materials.

14. The fourteenth part of the document contains a list of appendices. These provide additional data, charts, and detailed information that support the main findings and conclusions of the study.

15. The fifteenth part of the document includes a list of figures and tables. These visual representations of data help to clarify the results and make it easier to understand the relationships between different variables.

○現行制度の改善又は拡充を求めるもの（拡充を求めるもの）

区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 再提案（      第      回総会；      市）		
種類	<input checked="" type="checkbox"/> 現行制度の改善又は <u>拡充</u> を求めるもの <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <sup>※注</sup> <input type="checkbox"/> その他（      ）		分野 <input type="checkbox"/> 総務文教 <input checked="" type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 建設
要望先	<input type="checkbox"/> 国	担当省庁	
	<input checked="" type="checkbox"/> 県	担当部局	健康福祉部
	<input type="checkbox"/> その他	名称	
件名	<b>8 子宮頸がん検診の相互乗り入れ制度の導入について</b>		
提案市	千曲市		
提案要旨	子宮頸がん検診について、がん検診推進事業のように検診の相互乗り入れ制度の導入を要望する。		
提案理由	がん検診推進事業で子宮がん検診を市外の医療機関で実施した住民の方から、翌年以降もその医療機関において子宮がん検診が受診できるよう要望がある。 受診率向上と住民サービス向上のためにも導入が必要と考える。		
現況及び課題等	千曲市では、検診車による集団検診と個別検診を実施しているが、個別検診の実施機関は市内で1件のみで、子宮頸がんの受診率は10%台と低い状況である。 また、出産も市外の産科で出産されていることや職場が市外の女性にとっては、市外での検診医療機関において受診できる相互乗り入れ制度を整備することが必要である。		
関係法令	がん対策基本法		

No.	Name
1	[Faint Name]
2	[Faint Name]
3	[Faint Name]
4	[Faint Name]
5	[Faint Name]
6	[Faint Name]
7	[Faint Name]
8	[Faint Name]
9	[Faint Name]
10	[Faint Name]
11	[Faint Name]
12	[Faint Name]
13	[Faint Name]
14	[Faint Name]
15	[Faint Name]
16	[Faint Name]
17	[Faint Name]
18	[Faint Name]
19	[Faint Name]
20	[Faint Name]
21	[Faint Name]
22	[Faint Name]
23	[Faint Name]
24	[Faint Name]
25	[Faint Name]
26	[Faint Name]
27	[Faint Name]
28	[Faint Name]
29	[Faint Name]
30	[Faint Name]
31	[Faint Name]
32	[Faint Name]
33	[Faint Name]
34	[Faint Name]
35	[Faint Name]
36	[Faint Name]
37	[Faint Name]
38	[Faint Name]
39	[Faint Name]
40	[Faint Name]



<p>関係法令</p>	<p>電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法 建築基準法 土砂災害防止法 環境影響評価法 長野県環境評価条例 環境基本法 長野県環境基本条例</p>
-------------	--









No.	Description	Amount	Date
1	...	...	...
2	...	...	...
3	...	...	...
4	...	...	...
5	...	...	...
6	...	...	...
7	...	...	...
8	...	...	...
9	...	...	...
10	...	...	...
11	...	...	...
12	...	...	...
13	...	...	...
14	...	...	...
15	...	...	...
16	...	...	...
17	...	...	...
18	...	...	...
19	...	...	...
20	...	...	...
21	...	...	...
22	...	...	...
23	...	...	...
24	...	...	...
25	...	...	...
26	...	...	...
27	...	...	...
28	...	...	...
29	...	...	...
30	...	...	...
31	...	...	...
32	...	...	...
33	...	...	...
34	...	...	...
35	...	...	...
36	...	...	...
37	...	...	...
38	...	...	...
39	...	...	...
40	...	...	...
41	...	...	...
42	...	...	...
43	...	...	...
44	...	...	...
45	...	...	...
46	...	...	...
47	...	...	...
48	...	...	...
49	...	...	...
50	...	...	...
51	...	...	...
52	...	...	...
53	...	...	...
54	...	...	...
55	...	...	...
56	...	...	...
57	...	...	...
58	...	...	...
59	...	...	...
60	...	...	...
61	...	...	...
62	...	...	...
63	...	...	...
64	...	...	...
65	...	...	...
66	...	...	...
67	...	...	...
68	...	...	...
69	...	...	...
70	...	...	...
71	...	...	...
72	...	...	...
73	...	...	...
74	...	...	...
75	...	...	...
76	...	...	...
77	...	...	...
78	...	...	...
79	...	...	...
80	...	...	...
81	...	...	...
82	...	...	...
83	...	...	...
84	...	...	...
85	...	...	...
86	...	...	...
87	...	...	...
88	...	...	...
89	...	...	...
90	...	...	...
91	...	...	...
92	...	...	...
93	...	...	...
94	...	...	...
95	...	...	...
96	...	...	...
97	...	...	...
98	...	...	...
99	...	...	...
100	...	...	...







1. 關於本會之組織及職權，應由本會訂定章程，經全體會員大會通過，並報請主管機關備查。

2. 本會之經費來源，包括：

- (1) 會員會費
- (2) 社會捐助
- (3) 政府補助
- (4) 其他合法收入

3. 本會之業務範圍，包括：

- (1) 推廣及普及國民教育
- (2) 辦理成人教育及職業教育
- (3) 辦理社會教育及文化活動
- (4) 辦理其他教育事業

中華民國九年九月九日	第一號
<p>           查本會前經呈准教育部備查在案，茲因業務需要，擬將章程修正如下：         </p>	<p>           第一條         </p>
<p>           本會定名為「<u>中華民國九年九月九日</u>」，其宗旨在推廣及普及國民教育，辦理成人教育及職業教育，並辦理社會教育及文化活動。         </p>	<p>           第二條         </p>
<p>           本會之組織，由全體會員大會及執行委員會組成。         </p>	<p>           第三條         </p>
<p>           本會之經費來源，包括會員會費、社會捐助、政府補助及其他合法收入。         </p>	<p>           第四條         </p>
<p>           本會之業務範圍，包括推廣及普及國民教育、辦理成人教育及職業教育、辦理社會教育及文化活動，並辦理其他教育事業。         </p>	<p>           第五條         </p>



<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">現況及び課題等</p>	<p>XRAINは、既存レーダと比較し、最少観測面積が1kmメッシュから250mメッシュに、観測周期は、5分から1分に、配信に要する時間も5～10分が1～2分にと、現行の気象レーダより高分解能、高頻度で観測ができる。しかし、本レーダの観測地域は都市部が中心で、長野県は県境に接する市町村の一部に限られ、その殆どが観測対象外となっている。</p> <p>長野県は、隣県も含め長野県に影響を及ぼす火山が複数あり、大地震による災害復旧現場があり、脆弱性を持つ地域があること。また、土砂災害危険箇所が多いこと、観光地が多く交流人口が多いことを、国に強く働きかける必要があると考える。</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">関係法令</p>	





<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">現況及び課題等</p>	<p>平成26年度 克雪住宅普及促進事業 実績</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>(克雪化の補助対象工事費の平均)</p> <p>融雪屋根改修            4件    平均対象工事費 2,800千円/戸</p> <p>自然落雪式屋根改修 19件    平均対象工事費 2,100千円/戸</p> </div> <p>自然落雪式屋根への改修工事であっても多額の工事費を要するため、現状では個々に掛る負担が重く全体への普及が難しい状況となっている。</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">関係法令</p>	<p>克雪住宅普及促進事業補助金交付要綱 飯山市住宅屋根克雪化事業補助金交付要綱</p>

○新たな施策の要望又は提案を求めるもの（要望を求めるもの）

区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 再提案（      第      回総会；      市）		
種類	<input type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input checked="" type="checkbox"/> 新たな施策の <u>要望</u> 又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <sup>※注</sup> <input type="checkbox"/> その他（      ）	分野	<input checked="" type="checkbox"/> 総務文教 <input type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 建設
要望先	<input checked="" type="checkbox"/> 国	担当省庁	総務省
	<input type="checkbox"/> 県	担当部局	
	<input type="checkbox"/> その他	名 称	
件名	<b>16 公的病院への助成に関する特別交付税措置に代わる新たな助成措置について</b>		
提案市	飯山市		
提案要旨	<p>地域医療の中核である公的病院の存続は、住民の命を守るうえで大変重要であるが、人口減少、医師不足等によりその経営が厳しい状況にある。</p> <p>現在、公的病院に対して自治体が財政支援を行った場合の特別交付税の措置はあるものの、地方交付税は、その総額やそれに占める特別交付税の割合等が地方交付税法により定められていることから、申請した額が自治体に交付される特別交付税総額に、反映されづらい実状である。そこで、特別交付税ではなく、安定した新たな財政支援を要望する。</p>		
提案理由	<p>県内には、赤十字病院、厚生連病院等多数の公的病院があり、いずれも経営的には厳しい状況が続いている。自治体が財政支援を行った場合に対象となる現在の特別交付税措置による制度においては、ルール分として認められてはいるが、調整分による調整減の実態もあり、支援自治体としては公的病院に対する財政支援への交付税手当に大きな不安があり、多くの場合一般財源によりその穴埋めをしなければならない状況である。そのため特別交付税による措置は、交付額の不安定さから公的病院への財政支援を求められている自治体としては、支援に慎重にならざるを得ない。</p>		
課題等 現況及び	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在この制度を利用している自治体は、この減額による一般財源手当てに苦しんでいる。</li> <li>・地方中核病院の恒常的な医師不足及び赤字化等により、住民は医療体制の維持に大きな不安を抱いている。</li> </ul>		
法令 関係			





**(長野広域連合)**

- ・ 長野広域連合では、平成30年度の稼働を目標に、ごみ焼却施設2施設（長野市・千曲市）、最終処分場1施設（須坂市）を整備する計画を進めている。
- ・ 長野市に計画するごみ焼却施設は、建設地元区に対し協力を要請して以来、約7年の長きに亘り、地元協議や説明会等、多大な労力を費やし、ようやく平成25年3月に地元区と建設に関する協定を締結し、建設同意に至ったが、現施設の老朽化から早急に施設整備を進める必要がある状況である。  
現在、発注に向けて事業者選定を進めており、平成27年7月に事業者を決定し、整備工事に着手するが、計画した財源が確保されないと、工事の実施に与える影響が懸念される。
- ・ 本体工事に対する交付金が削減された場合、本市のみならず長野広域連合を構成する全ての市町村の財政運営に重大な影響を及ぼすことになる。

**(湖周行政事務組合)**

- ・ 稼働していた岡谷市の焼却施設を解体した跡地に昨年9月から広域焼却施設の建設が始まっており、建設期間中は岡谷市のごみ処理を諏訪市、下諏訪町等へ委託しているため、事業の遅延は許されない。加えてインフレスライド条項の適用に伴う工事費の増も構成市町の財政を圧迫している。
- ・ 交付金の圧縮は事業の遅延のみでなく、構成市町の行財政全体の運営に重大な影響を及ぼすこととなる。

**(上伊那広域連合)**

- ・ 上伊那広域連合（8市町村）が伊那市に計画する「ごみ焼却施設」は、候補地決定以来これまでに7年をかけて、ようやく建設同意にこぎつけた。
- ・ 今後、平成30年度中の稼働を目標に事業者選定、施設建設へと進める計画であるが、当該交付金に係る国の平成27年度当初予算では、要望額の3分の1程度といった大変厳しい状況が予想されている。
- ・ 当該交付金の削減は、構成市町村の財政に重大な影響を及ぼすとともに、予算の確保ができないことによる事業の遅れは、市民の安全安心の確保ができないことばかりか、地元との新たな調整が必要となる。

**(上田地域広域連合)**

- ・ 上田地域広域連合では、（上田市、東御市、長和町、青木村）の可燃ごみの中間処理を行っている。広域圏内には、上田市内2箇所、東御市内1箇所、合わせて3箇所の焼却施設（クリーンセンター）があり、いずれも老朽化が進んでいる。

- ・ 現施設の3クリーンセンターを1つに統合した新たな焼却施設の建設を計画しており、財源として循環型社会形成推進交付金を見込んでいる。
  - ・ 上田地域広域連合では、過去2度にわたり建設候補地の選定を行ってきたが、いずれも地元住民の同意が得られず断念せざるを得ない結果となっている。
  - ・ 現在、施設の早期建設に向け、平成24年6月に広域連合が提案した新たな建設候補地について、地域住民との合意形成が図られるよう、上田市も広域連合と連携して取り組んでいるところである。
  - ・ 今後、様々な課題をクリアし、新施設が稼働するまでには、相当の期間と費用を要する中で、交付金は計画的な事業執行に必要不可欠である。
  - ・ 構成市町村の内、東御市では、29年度内の稼働を目指し、循環型社会形成推進交付金を活用した、生ごみリサイクル施設建設を進めている。交付金の交付には、循環型社会形成推進地域計画の策定が必須要件であり、25年度に当施設建設を盛り込み上田地域の計画を策定し、26年度に国（環境省）に対し予算要望を行った。
  - ・ 交付金所要額の確保が依然厳しい状況にあり、財源が確保されなかった場合、市町村等は計画的な事業執行を行えず、ごみの減量化等、循環型社会の形成が滞り、住民生活に影響を及ぼす恐れがある。
- (松塩地区広域施設組合)**
- ・ 松塩地区広域施設組合（2市2村）では、平成40年度までの「ごみ焼却施設」の延命化を図るため、平成26年度から平成29年度までの計画で改良事業を行っている。
  - ・ 交付金が満額充当されなければ、事業進捗に重大な支障をきたし、構成市村の財政も圧迫することになる。
  - ・ 他にも当該交付金を充当し、し尿処理施設の改良事業及び塩尻クリーンセンターの解体・中継施設の新設事業を平成27年度から計画していることから、交付金の財源が確保されないと今後の計画に影響が出る。
- (佐久市・北佐久郡環境施設組合)**
- ・ 佐久市・北佐久郡環境施設組合（佐久市、軽井沢町、立科町、御代田町）では、平成31年度の稼働を目標に、老朽化した既存2施設のごみ焼却施設を統合した新クリーンセンター（建設地：佐久市）を整備する計画を進めている。
  - ・ 施設の早期建設に向け、現在、造成工事の発注準備及び施設建設・運営事業者の選定等を進めているが、当該交付金が削減されることになれば、工事等の実施にあたり、組織市町の財政に重大な影響を及ぼすことになる。

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">現況及び課題等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当組合では、組織市町を含む佐久地域10市町村のごみ焼却処理を本施設で行う計画としており、財源不足による事業の遅れは、この地域全体の将来に向けた安全、安定かつ安心なごみ処理体制の構築に多大な影響を与えることになる。</li> </ul> <p><b>(飯田市・南信州広域連合)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 飯田市及び南信州広域連合（根羽村を除く13市町村）では、平成29年12月に稼働する予定で新焼却場の建設整備を進めており、財源は循環型社会形成推進交付金及び構成市町村からの負担金で行われ、平成27年度以降、建設工事の本格化に伴い交付金額も増大する。</li> <li>・ 当市は新焼却場建設費の負担金のうち約6割を負担する予定であり、平成27年度以降、確実な交付が見込まれない場合は、財政運営に重大な影響を及ぼすことになる。また、構成町村においても、交付金が見込まれない場合は、当該事業の推進はもとより、他の行政事業にも影響を及ぼすことになる。住民サービスの低下を招かないためにも、実施年度において実施計画に見合った所要額が確実に交付されることが必要となる。</li> <li>・ 既に新焼却場の建設・運営事業に契約着手しているため、事業に支障が出ないように確実な交付を要望するとともに、周辺環境整備費への交付対象拡大も併せて要望する。</li> </ul> <p><b>(穂高広域施設組合)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 穂高広域施設組合（安曇野市・池田町・松川村・生坂村・麻績村・筑北村で構成）では、現在の焼却施設が、稼働から既に20年を経過しているため、平成26年度から、ごみ処理基本計画策定・施設整備基本構想策定の準備作業を進めており、平成27年度には、ごみ処理施設の処理方式等を決定し、平成30年度に工事着手、平成33年度に稼働の予定で、ごみ焼却施設の整備計画を進めている。</li> <li>・ 施設整備を計画どおりに進めるには、交付金の確保が不可欠であり、交付金が削減された場合は、事業の遅延のみでなく、構成市町村の財政に重大な影響を及ぼすことになることから、循環型社会形成推進交付金の確実な予算確保を求めるものである。</li> </ul>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">関係法令</p>	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律 循環型社会形成推進交付金要綱</p>





No.	Name	Age
1	...	...
2	...	...
3	...	...
4	...	...
5	...	...
6	...	...
7	...	...
8	...	...
9	...	...
10	...	...
11	...	...
12	...	...
13	...	...
14	...	...
15	...	...
16	...	...
17	...	...
18	...	...
19	...	...
20	...	...
21	...	...
22	...	...
23	...	...
24	...	...
25	...	...
26	...	...
27	...	...
28	...	...
29	...	...
30	...	...
31	...	...
32	...	...
33	...	...
34	...	...
35	...	...
36	...	...
37	...	...
38	...	...
39	...	...
40	...	...
41	...	...
42	...	...
43	...	...
44	...	...
45	...	...
46	...	...
47	...	...
48	...	...
49	...	...
50	...	...
51	...	...
52	...	...
53	...	...
54	...	...
55	...	...
56	...	...
57	...	...
58	...	...
59	...	...
60	...	...
61	...	...
62	...	...
63	...	...
64	...	...
65	...	...
66	...	...
67	...	...
68	...	...
69	...	...
70	...	...
71	...	...
72	...	...
73	...	...
74	...	...
75	...	...
76	...	...
77	...	...
78	...	...
79	...	...
80	...	...
81	...	...
82	...	...
83	...	...
84	...	...
85	...	...
86	...	...
87	...	...
88	...	...
89	...	...
90	...	...
91	...	...
92	...	...
93	...	...
94	...	...
95	...	...
96	...	...
97	...	...
98	...	...
99	...	...
100	...	...

### Ⅲ 事務局提出議題

#### 1 協議事項

##### (1) 役員の改選等について

- ア 長野県市長会役員の選挙及び長野県市長会相談役の委嘱……………資料 2
- イ 各市長の部会所属……………資料 3
- ウ 市長会から選出する各種団体等の役職……………資料 4

##### (2) 北信越市長会総会について

- ア 第 166 回総会日程について……………資料 5
- イ 分科会所属について……………資料 6

#### 2 報告事項

##### (1) 全国市長会会長の選挙について ……………資料 7

##### (2) 次期定例会について

- ア 開催日時 平成 27 年 6 月 9 日(火) 午後 3 時 30 分 (予定)
- イ 会 場 都道府県会館 4 階 401 号会議室

##### (3) 次期総会開催市について

- ア 開催市 東御市
- イ 期 日 平成 27 年 8 月 20 日 (木) ～21 日 (金)

#### 3 その他

- ・平成 27 年度(公財)長野県市町村振興協会事業計画・予算について ……資料 8

### Ⅳ 県等施策説明

- ・環境省……………資料 9
- ・長野県……………資料 10～

※資料 1 は会務報告資料

# 出席者名簿

(敬称略)

来 賓

長野県知事	阿部 守一
長野県議会議長	風間 辰一
長野県町村会会長	藤原 忠彦
長野県市議会議長会会長	太田 更三
長野県企画振興部市町村課長	堀内 昭英

市 名	職 名	氏 名
長野市	市長	加藤 久雄
	課長補佐	和田 康晴
	係長	高野 毅
松本市	市長	菅谷 昭
	秘書課長	小原 直樹
上田市	市長	母袋 創一
	秘書課長	室賀 久佳
岡谷市	市長	今井 竜五
	秘書室長	中村 良則
飯田市	市長	牧野 光朗
	秘書課長	串原 一保
諏訪市	市長	山田 勝文
	課長補佐兼秘書係長	後藤 慎二
須坂市	市長	三木 正夫
	企画員	白砂 勇樹
小諸市	市長	柳田 剛彦
	秘書係長	田村 匡

市 名	職 名	氏 名
伊 那 市	市 長	白 鳥 孝
	秘書広報課長	柿 木 淳 一
駒ヶ根市	市 長	杉 本 幸 治
	課長補佐兼秘書広報室長	小 澤 一 芳
中 野 市	市 長	池 田 茂
	秘書広報係長	有 賀 裕 介
大 町 市	市 長	牛 越 徹
	秘 書 係 長	久 保 田 肇
飯 山 市	市 長	足 立 正 則
	秘書広報係長	宮 澤 俊 昭
茅 野 市	副 市 長	立 石 良 忠
	秘 書 係 長	北 澤 政 英
塩 尻 市	市 長	小 口 利 幸
	秘書広報課長	手 塚 真 次
佐 久 市	市 長	柳 田 清 二
	秘 書 係 長	木 内 孝 昭
千 曲 市	市 長	岡 田 昭 雄
	秘書広報課長	島 田 栄 一
東 御 市	市 長	花 岡 利 夫
	秘 書 課 長	野 村 伸 弥
安曇野市	市 長	宮 澤 宗 弘
	秘書広報課長	上 條 芳 敬
長野県企画振興部 市 町 村 課	課長補佐兼行政係長	近 藤 浩
	担 当 係 長	松 山 順 一
	主 任	南 澤 充
市長会事務局	事 務 局 長	市 川 武 二
	事 務 局 次 長	牧 章 一

